

令和5年 鱒ヶ沢町農業委員会 第9回定例総会会議録

令和5年9月12日（火）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 11名

2番 長谷川 貴輝 13番 對馬 孝
3番 大谷 大樹 14番 工藤 清
4番 木村 優仁
6番 神 秀穂
7番 神 文人
9番 佐藤 松子
10番 木村 暢子
12番 工藤 文信

◎欠席委員 1番 木村 賢一 3番 大谷 大樹
8番 三上 三樹 11番 工藤 修二

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 1. 開会 ただ今より令和5年第9回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。 |
| 会長 | (会長挨拶) |
| 事務局 | それではこれから会議に入ります。鱈ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。 |
| 議長 | ただ今の出席委員は14名中10名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分) |
| 議長 | 2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。 |
| 議長 | 〔「異議なし」という声あり〕 |
| 議長 | 異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。 |
| 議長 | 3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を2番の長谷川貴輝委員、3番の大谷大樹委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和5年8月24日 農地法第3条及び5条許可申請に係る事前調査会 場 所：北浮田町字今須地内 外59件 出席者：長谷川貴輝委員、對馬孝委員、境谷文春進委員 事務局（工藤、齋藤（和））</p> <p>報告第2号 令和5年8月25日 令和5年度西・つがる地区農業委員会大会 場 所：深浦町「フィットネスプラザゆとり」 出席者：農業委員11名、推進委員10名 事務局（千島、齋藤）</p> |
| 議長 | <p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第35号 競売買受適格者の証明に係る許可について</p> <p>以上3議案を上程致します。</p> |
| 事務局 | <p>6. 議案の審議</p> <p>議案の審議に入ります。 議案第33号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは議案第33号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。番号26番の詳細について説明します。</p> |

事務局

番号 26 番
農地の所在 大字北浮田町字今須 140 番 1
地 目 登記、現況ともに田
面 積 210 m²
外田 50 筆、畑 7 筆で合計面積は 273,906 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
売買による所有権移転です。

このことについて、資料 8 頁をごらんください。

法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までのうち、第 2 項第 6 号をご覧ください。

番号 26 番については、現在水稻等の栽培をしており、所有権移転後も同様の管理を行う計画であります。

これらの土地について、8 月 24 日に農業委員の長谷川貴輝委員、對馬孝委員、推進委員の境谷文春委員と事務局で現地を確認し、周辺農地の利用状況を確認しました。

その結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

それでは議案第 33 号について審議に入ります。

議案第 33 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

全員賛成ですので議案第 33 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定しました。

続きまして議案第 34 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第 3 号の説明に入ります。9 ページをお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第 5 条第 1 項及び同条第 3 項の規定により許可申請のあった農地転用に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。

詳細について説明します。

番号 5 番

農地の所在 舞戸町字後家屋敷 29 番地 1

地 目 登記、現況ともに田

面 積 927 m²

譲渡人と譲受人につきましては記載のとおりです。

建売住宅 2 棟建築のための転用となっております。

事務局

番号6番
農地の所在 小屋敷町字浮橋201番地98
地目 登記、現況ともに畑
面積 597㎡
譲渡人と譲受人につきましては記載のとおりです。
一般個人住宅建築のための転用となっております。

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。 以上です。

議長

ただいま事務局から議案第34号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった長谷川貴輝委員より調査結果をお願いします。

**長谷川貴輝
推進委員**

令和5年8月24日、對馬孝委員、境谷文春推進委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

議案第34号をご覧ください。

申請者の住所、氏名は記載のとおりです。

申請地は：舞戸町字後家屋敷29番1、面積は927平方メートル、登記簿地目、現況とも田、となっております。

また、申請場所・周辺の状況については、9-1ページの図面をご覧ください。

今回の5条申請内容は、賃貸住宅2棟の建設に伴う転用申請であります。

住宅の許可基準は宅地面積が500㎡以内、建蔽率が20%以上となっております、土地利用計画図ではその基準を満たしております。

周囲の状況は、隣接地は11月に賃貸住宅建設に伴う転用許可申請地であり、営農上の支障等はないものと見てまいりました。

また、資金関係にも問題はなく、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。

次に、議案第34号をご覧ください。

申請者の住所、氏名は記載のとおりです。

申請地は：：小屋敷町字浮橋201番98、面積は597平方メートル、登記簿地目、現況とも畑、となっております。

また、申請場所・周辺の状況については、9-2ページの図面をご覧ください。

今回の5条申請内容は、住宅の建設に伴う転用申請であります。

住宅の許可基準は宅地面積が500㎡以内、建蔽率が20%以上となっております、今回の宅地面積は597㎡となっておりますがエル字型の土地となっており、住宅を建設しますと奥の土地が死に地となり畑等で利用できなくなるために、土地利用計画図ではその基準を満たしております。

周囲の状況は、小屋敷の集落に隣接しており、隣接する農地の所有者からも同意を得ていることから、営農上の支障等はないものと見てまいりました。

また、資金関係にも問題はなく、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。以上、報告を終わります。

議長

報告ありがとうございます。それでは、議案第34号について審議に入ります。議案第34号についてご異議、ご質問を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

| | |
|-----|--|
| 議場 | 「異議なし」という声あり |
| 議長 | 異議なしとのことですので、採決いたします。 議案第34号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 議場 | (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見については、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定いたしました。 続きまして議案第35号、競売買受適格者の証明に係る許可について事務局に説明を求めます。 |
| 事務局 | 10ページをお開き下さい。 農地法第3条の適用を受ける土地について、農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求めるものであります。 なお、当該適格者が最高買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。 以上です。 |
| 議長 | それでは議案第35号について審議に入ります。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。 |
| 議場 | 「異議なし」という声あり |
| 議長 | 異議なしとのことですので、採決いたします。議案第35号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 議場 | (全員挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので議案第35号、競売買受適格者の証明に係る許可について、原案のとおり承認することに決定いたしました。 |
| 議長 | 7. 閉会 以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。 これもちまして令和5年第9回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。 |
| 事務局 | 8. その他 ・次回の総会は10月10日(月)午前10時に開催予定。 その他、特になければこれで全日程を終了いたします。(午前10時20分) |

会 長 工 藤 清

会議録署名者 佐 藤 松 子

” 木 村 暢 子